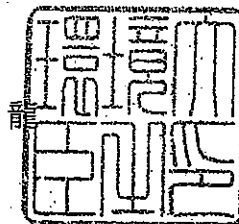


諮問第301号
環廃企発第110209001号
平成23年2月9日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
松本龍



小型電気電子機器リサイクル制度及び
使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されている。

有用金属が高濃度に含まれる小型電気電子機器については、現状ではリサイクルに係る特別な法制度がなく、リサイクルされずに処分されているものも多いと想定され、循環型社会の形成を推進する観点から、そのリサイクルの在り方を検討する必要がある。

また、現行の法制度に基づいて有用金属のリサイクルが行われている製品についても、レアメタルを始めとする一部の有用金属は最終処分場に埋め立てられるなど有効利用されていない。そのため、使用済製品中の有用金属の再生利用の在り方についても併せて検討する必要がある。

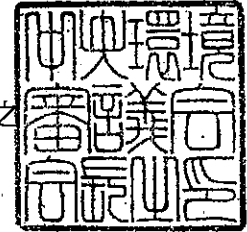
このような状況を踏まえ、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第593号
平成23年2月9日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
部会長 田中 勝 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の
再生利用の在り方について（付議）

平成23年2月9日付け諮問第301号、環廃企発第110209001号をもって環境大臣より、
当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、廃棄物・リサイクル部会に付議する。